
日本科学者会議 京都支部ニュース

4月号 No.458

2022年4月12日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・・・・ 目 次

- ・京都支部第56回定期大会のご案内・・・・・・・・・・ 2
- ・2.25 京都支部ロシア糾弾決議・・・・・・・・・・ 2
- ・3.12 バイバイ原発円山集会の報告・・・・・・・・・・ 3
- ・第3回市民講座の予告・・・・・・・・・・ 3
- ・『日本の科学者』読書会3月例会（3/23）の報告・・・・・ 4
- ・本の紹介『人権としての特別支援教育』（近藤真理子，藤本文朗）・・・・・ 8
- ・新入会員自己紹介・・・・・・・・・・ 9
- ・支部関連行事案内・・・・・・・・・・ 10
- ・支部幹事会だより・・・・・・・・・・ 11

<新年度会費の早期納入願い>

4月1日から新しい会計年度が始まりました。同封しました郵便振替用紙に記載の金額が請求額になります。この郵便振替用紙を使って納入をお願いいたします。過年度の未納会費がある方は、その分も請求させていただいております。なお、全国本部への会費納入は、月ごとに登録支部会員全員の本部会費を、その月までの既納入者の会費で納入していますので、早期に会費納入がないとやり繰りが大変なこととなります。今年度会費の早期納入にご協力くださるよう切にお願い申し上げます。（支部財政担当・細川）

京都支部第 56 回定期大会のご案内

京都支部第 56 回定期大会が以下の日程で開催されます。

日時：5 月 22 日（日）13：00～15：00

会場：ZOOM（オンライン）開催

ZOOM 情報は会員宛のメールあるいは京都支部ホームページでお知らせします。

- ・支部規約により全会員の出席を求めています。

大会成立には委任状も含めて過半数の出席が必要です。欠席の場合は必ず委任状を出してください。

委任状を提出する場合は、同封の出欠ハガキを投函するか、幹事会宛にメールをお送りください。

- ・議案書Ⅰ（活動報告、方針等）はこの支部ニュースに同封しています。議案書Ⅱ（会計資料）は当日までにメールで配付あるいは HP からダウンロードできるようにします。

- ・支部幹事の選出は立候補制です。

幹事の員数は会員数の 1/20（10 人）以上です。ふるって立候補ください。

- ・立候補される方は、支部幹事会宛、文書、メールのいずれかにて 5 月 21 日（土）までにご連絡ください。

文書の場合：〒604-0931 中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 南館 3 階

日本科学者会議京都支部

メールの場合：jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

幹事立候補は大会当日も受け付けます。

2.25 京都支部決議

「ロシアのウクライナ侵攻を糾弾し即時撤退を求める」

ロシアは 2 月 24 日、ウクライナ各地にロシア軍を侵攻させて一方的な先制攻撃を行った。プーチン大統領は、ウクライナ東部地域の独立を一方的に宣言してその保護のためにウクライナ全土を攻撃することを侵攻の理由としたが、その理由に一片の正当性もなく、ウクライナの主権と領土を侵す暴挙を犯した。すでに、軍従事者のみならず一般市民の犠牲者も多数出ている。ロシアは罪なき市民を殺戮する侵略行為を直ちに中止し、即時撤退すべきである。

プーチン大統領は核兵器使用の可能性にまで言及し、NATO 諸国の手出しを封じる脅しをかけている。核兵器禁止条約が発効されて核兵器完全廃止に向かう歴史の流れに逆行する言動として、これも糾弾されるべきである。

国連とその加盟諸国は、国際法に則りロシアを外交と対話で包囲し、ウクライナに一刻も早く平和を取り戻すために全力を尽くすよう要請する。

2022 年 2 月 25 日

日本科学者会議京都支部幹事会

「バイバイ原発 3・12 きょうと」集会、1200 人が参加

実行委員 竹中寛治

3 月 12 日（土）午後 1 時半から「バイバイ原発 3・12 きょうと」集会が円山公園音楽堂で開催され、1200 人（オンライン視聴含む）が参加しました。主催は日本科学者会議京都支部も参加する「バイバイ原発 3.12 きょうと」実行委員会。開会宣言の後、「福島放射能汚染と福島原発の後始末」と題して、京都大学複合原子力科学研究所研究員の今中哲二さんがゲスト講演。その後、各界から次のように報告とスピーチがありました。1. 「老朽原発廃炉から原発ゼロへ」（石地優（原発反対福井県民会議事務局次長））。2. 「福島の小児

甲状腺がんは、やっぱり原発事故で増えている」（宗川吉汪（原発ゼロをめざす左京の会））。

3. 「11 年目の避難者と裁判で勝ち取るもの」（萩原ゆきみ（原発賠償京都訴訟原告団））。

4. 「脱石炭・脱原発で気候危機打開を」（田中曙（南区・気候危機アクティビスト））。集会の最後に、原発事故で失われた暮らし健康地域社会を国と東電に償わせる、汚染水の海洋放出中止、脱原発社会の実現等を求める決議の採択後、「ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議し、即時撤退を求める」特別決議を承認しました。

予告 第 3 回 京都支部市民講座

「高エネルギー物理学の最前線」

期日：6 月 19 日（日）14 時～17 時

開催方式：ハイブリッドまたは Zoom オンライン（詳細は支部 HP および支部ニュース 5 月号でお知らせします）

講演：「世界最大の加速器 LHC による素粒子物理研究の最前線」

坂本 宏 氏（東京大学名誉教授）

『日本の科学者』読書会 3 月例会（3/23）の報告

2 月号 特集：大学論

標記例会が 3 月 23 日（水）15 時 30 分より 17 時 30 分まで ZOOM を用いて行われた。参加者 5 名。特集より 3 篇の論文が取り上げられた。

中富公一「第 2 次安倍政権以降の大学政策と憲法—国立大学法人を中心に」（報告：近藤真理子）

日本国憲法の 19 条「思想の自由」と 21 条の「表現の自由」によって、大学の自治と学問の自由が保障されているはずである。さらには、大学において、誰が講義をし、何が講義され、それがどのように講義が行われ評価がされるか、ということがアカデミックな根拠に基づき決定されるはずである。大学教員は研究の自由、教授の自由が保障され、解雇などの研究の妨害や教育方針の干渉がされない立場にあるはずである。しかし、その立場は脅かされている。

さらに、評価されるという点についても、拙速な評価は研究の過程において必ずしも適切であるとは言えない。学問上の真理は、個別の学問分野において受け入れられた合理的な手続きと方法によって、ある理論や仮説が正しことが証明されるか否かで、決まるもので、学生が今日の講義がよく分かったかどうか、と評価をすることで正しさが評価されるものではない。そして、研究内容、方法、活用すべてにおいて政治的決定からの自由が保障されていなければならない。新発見がもた

られないほど完璧に理解がされている分野はなく、多様な見解が必要で、そのためには議論と研究の自由が保障されなければならない。

2001 年の科学技術庁と文部省の統合後、2004 年に国立大学法人法によって、国立大学が国立大学法人となってから、大学における大学の自主、自立が大きく様変わりをした。学問の自由よりも、社会への説明責任が求められている。

2015 年に「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」が出され、「人文社会系学部・大学院・教員養成系学部・大学院の組織の廃止や転換」や、大学の社会的な役割に応じて「世界最高水準の教育研究」「特定の分野で世界的な教育研究」「地域活性化の中核」の 3 つに分けることが示された。

学問は何かという問いかけがないままに、役に立つ、成果が見えやすい、国にとって使いやすい大学が求められ、国が求める研究が優先される。

自由闊達な議論と知と真実の追求が大学の存在意義であり、役割である。学問の自由は、国によって制約されるものではない。統制されれば、おのずと脆弱な学問となる。大学に

において知的指導者を梃にはめることは我が国の将来に危機をもたらす。発展的な内容が生み出されないこと以上に、国が求める軍事開発や思想形成に符合する研究や大学しか認められないようになるのではないかと危惧をする。

重本直利「大学ガバナンス評価の矛盾—学問の自由とガバナンス形態」（報告：前田耕治）

現在、国立大学では「ガバナンスコード」にもとづく大学評価に右往左往している。その結果次第で運営費交付金が左右され大学の財政基盤が影響を受けるので、大学執行部は評価をあげようと必死になっている。本論文では、大学の評価の歴史を紐解いて、現在のガバナンス形態と大学自治との関係、ひいては学問の自由との関係について論述している。著者は、第1節での問題設定として、最近様々な事件を起こす大学の学長・理事長の「大学の自治」の一面的認識、すなわち、「大学の自治は国家権力の介入に対する自治である」との認識に疑問を呈している。大学自体の裁量、自己判断・自己決定であれば、「自治」といえるかということである。そして、「この主張の大きな問題は、大学の自治は何に由来するかについての言及が全くない点である」と指摘し、「大学の自治は、学問の自由の制度的保障である」べきであると主張する。ユネスコの勧告でも「自治は学問の自由が機関という形態をとったもの」とされ、大学自治と学問の自由の不可分性を述べている。先に述べた学長・理事にはこの視点が欠如していると指摘する。さらに、21世紀に入って生じている、『大学構成員による自治』から『大学構成員を統治する形態』の変化が学問の自由を保障する機関の形態であるか」という視点が重要

であるとしている。

著者が大学自治を見る視点としてもう1点強調しているのが「国民・市民参加の視点」である。憲法23条「学問の自由の保障」が第3章「国民の権利及び義務」にある意味を考えると、大学の自治は全ての市民から付託されているとみななければならない。そして、「大学構成員は一市民であり、一市民として学問の自由と大学の自治を守る権利と義務を担っている存在」、「大学構成員の特権ではなく市民的な権利であり市民的な義務である」という。この視点は、象牙の塔への批判からすると当然にみえるが、国の科学技術政策への貢献を求められている現状に鑑みた場合、国民・市民の参加は財界・企業の参画と対立していることに気づかされる指摘である。

第2節では、大学評価がどのように変貌していったかを検証している。大学評価は1991年の大学設置基準の改定により「自己点検・評価」の努力義務として始まった。ここでは、各大学の主体性が保証され、第三者評価も自主的に行われた。読書会に参加した会員からは、1990年代に誰を第三者評価委員として招聘するかなど、自主的に努力した経験が紹介され、現在の状況がいかに関与し離れているかということが語られた。

2000年に生まれた「大学評価・学位授与機構」の設置で状況は一変し、第三者評価は大学以外の機関、すなわち、設置主体である政府・文科省により行われることになった。著者は、認証評価として100年以上の歴史を有するアメリカを手本にしたが、アメリカの場合は市民も含めて評価に取り組み、その機関は政府からは独立しているという違いを強調している。小職はこれを読んだとき、原子力を規制する機関の独立性についての日米の違

いと似ていると直感した。設置を許可する権力側と規制する機関側がもたれ合いの関係にある限り、その組織の主体性が権力によって制限されるのは当然である。

第3節は、日本経団連などの財界とその保護者としての政府が大学のガバナンスをコントロールする実態を示している。経団連などは、「企業の認証評価には反対だが、大学の認証評価については積極的。“自由と自治は企業には必要だが大学には不要”」と述べ、「産業技術人材の育成」のための認証評価の必要性を主張する。このガバナンスへの介入に対して、著者は、「利潤を上げるための企業ガバナンスと教育・研究の発展のための大学ガバナンスを同じように扱うことは深刻な矛盾を生む」と指摘する。その矛盾の表れとして紹介しているのが、経済同友会広報誌（2012年4月）での「教授会が強い権限を有するのは教員による選挙で学長や学部長が選任されているから」という記述である。小職の大学の学長選考会議においても、外部委員が「社長を社員の投票で決めるなんてありえない」と述べたことを思い出す。著者は、「問題は自治組織であることではなく、それぞれの組織が社会における目的・役割を果たすうえで、独自のガバナンス形態をもたなければならない」と警鐘を鳴らす。

第4節では、大学に求められるガバナンスの形態について述べている。2015年に施行された改訂学校教育法では、学長の権限が全面的に強化されたが、著者は、その権限について「権限は地位ではなく機能に根拠づけられる」と定式化している。そして、学長、理事長の機能について次のように述べている。

大学には、様々な教養・専門の教育、様々な研究の取り組みがある。学長が憲法23条に

根拠づけられた教育・研究の機能、権限、責任をすべて担いうるのは無理である。株主代表訴訟で取締役が損害を弁済する企業とは異なる。教育・研究の機能をすべて担えない学長が、すべての権限を持つが責任は取らないのが「現在の大学のガバナンス」である。そして、企業と大学の違いについて、「大学の自治の形態は学問の自由に根拠づけられ、企業の自治の形態は資本の自由に根拠づけられる」と述べている。

最後に、著者は、変貌したガバナンス評価を批判し、「1991年の自己評価から出発した日本における大学評価のもう一つのあり方を早急に確立しなければならない」「改定学校教育法が憲法23条違反であるという訴訟が必要な段階に来ている」と述べた。あるべき大学学長は「コミュニティの長」としての役割であるのに対して、今は、まるで、会社社長、軍司令官、設置権者として振舞っているとして、「まさに学長受難の時代」と結んでいる。

丹羽 徹 「私立大学の管理運営と学校法人」 (報告：左近拓男)

私立大学の不祥事の多くは学校法人の理事が関与している。それを防ぐ装置が私立学校法（私学法）には欠けていた。本論文では、私立大学における管理運営に関する近年の動きとその問題点について解説されている。2014年学校教育法の「改正」では、学長の権限強化とともに、教授会の審議事項を教育研究に関する事項に限定したうえで、「学長が決定するにあたり意見を述べる」機関へと事実上の諮問機関化がなされた。文科省は、2014年の施行通知（26文科高第441号）の中で、改正省令とは関係のない私学法を持ち出し、「設置者である学校法人が、その運営につい

ての責任を負い、理事会が最終決定機関として位置づけられている」としたことで、理事長・理事会が最終決定することを正当化し、学長、学部長の選考方法の見直し（選挙制度の廃止）も行われた。これにより、大学自治の後退、理事長・理事会による教学事項への介入の強化がなされた。私学には、不祥事に乗じて文部省の干渉が一段と強化された。2014 年の文科省からの施行通知は次のように記している。「私立大学においては、私立学校法第 36 条により、設置者である学校法人がその運営について責任を負い、理事会が最終的な意思決定機関として位置づけられている」。私学法 36 条では、「①学校法人に理事をもって組織する理事会を置く。②理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」となっている。「学校法人の業務を決し」とは、あくまで「法人業務」についての規定であって、大学の意思決定にかかわるものではないので、この施行通知は行き過ぎている。日本私大教連の「学校教育法 2014 改正による教学運営への影響実態調査」報告書（2020 年 10 月）によると、教授会規定（学教法 93 条）の改正を受け、多くの大学が教授会規程の改正に着手した。学部教授会が審議機関から学長の諮問機関へと変質したため、教授会の審議事項が減少し、報告事項が増加した（同約 6 割）。新たに「学部を超えた教授会」「その他の教授会」が学部に関わる審議機関としての権限を有する大学も見られた。「その他の教授会」の多くは、学長・理事長の意向を具体化するものである。結果的に、学長や理事長・理事会の恣意的・専断的な教学介入を防ぐことが著しく困難になった。教授会が学長や理事長・理事会からの指示・連絡を受取るだけの伝達機関となった大学も見受け

られる。「学長選考方法が変更された」との回答は約 3 割、そのほとんどは、専任教職員による選挙の廃止、理事会指名となった。文科大臣・私学部長の答弁は、「学校法人と私立大学の権限・関係を定めた法律はない。私立大学の学長選考に関し、その選考方法も含めて権限が理事会にあると定めた法律はない」、「私学法 24 条は、学校法人の責務を規定するものであり、理事会や理事長の権限を強化する趣旨のものではない」、「理事会が大学において行われる教育・研究の個別の内容について決定できるようにするというものではない」とのこと。2014 年の施行通知は、理事会・理事長が設置する大学の運営についても決定できると理解されたものが誤りであったが、2014 年の施行通知を受けて学長・学部長選考方法が変更されたものが、原状復帰される動きはほとんどない。誤った施行通知によって、大学自治の観点からその運営に大きな影響を与え続けていることは否定できない。

私立大学の不祥事は理事がかかわっていることが多い。原因は学校法人の組織の有り様にある。理事会は役員として理事長、理事、監事からなり、理事会の諮問機関として評議員会がある。選任については、理事は、学長のほか、評議員を含む寄附行為の定めによって選任されたものであり、評議員は、学校法人の職員、卒業生、その他寄附行為によって定められたものとなっている。問題点は、寄附行為の定め方次第では、評議員と理事の兼任が可能であり、この場合、監査されるものが監査する者に任命されることになる。2019 年の私学法改正では、理事会に対する監視は監査だけではなく、評議員会もその役割が求められたが、その権限は理事会の諮問機関のままにされた。2021 年 3 月には学校法人のガ

バナンスに関する有識者会議（ガバナンス改革会議）が「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取り組みの基本的な方向」により公益法人としての在り方の見直しを示した。「ガバナンス改革会議」は、評議員会を「最高監督・議決機関化」し、理事会に対するけん制機能を強化する方向で議論が進められている。他方で、評議員から現役の教職員をはずすことが合意事項として示された。現役の教職員は、大学（教学）のことを熟知したものであって、法人に教学の立場からの意見を反映できる。現職教職員を排除した評議員が教学上の重要判断ができるとは思えない。私立大学（私立学校）は、法人を規律するもの

（私学法）と、学校を規律するもの（学教法）の二元的な制度の下に置かれている。ここにきて後者について大きく動き出そうとしている。他方、私大は、建学の精神にもとづいて設置されるという意味では「私学の自由」という側面を持っている。他方で、公教育の担い手（私立大学は約8割の学生の教育に責任を負っている）としての側面と、大学としての性格を持っている。学校法人は公共性を担えることが前提となっているので、それを担保するための制度改正は当然のことである。私学の自由を侵害するような、運営を超えた介入は許されないであろう。

本紹介：テキスト「人権としての特別支援教育」の執筆を終えて 近藤真理子 藤本文朗

2022年2月に『人権としての特別支援教育』のテキストを藤本文朗、小野川文子監修、小畑耕作、宮本郷子、近藤真理子編集で執筆をした。2020年2月からのコロナウイルス禍において子どもの学習権、発達権が保障されていない問題は深刻で、子どもの発達保障を基底にしたテキストの出版は急務であると考えた。

2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の広がりには、日本の医療・福祉・教育の脆弱さを顕在化させ、国、自治体が要請した活動制限・自粛、全国一斉休校は、子どもやその家族の生活に深刻な影響を及ぼし、生活リズムの乱れ、不規則な食生活、運動不足による体力の低下、メディアの利用時間の増加等が指摘された。学校の休業のみならず、発達の土台である生活を脅かし、遊びや活動が制限され、人と関わるこ

とができない事態は、将来にわたり重大な影響を及ぼすと思われる。さらに社会の構造的問題が顕在化し、子どもやその家族に深刻な課題を突き付け、「学校」の教育的機能と福祉的機能が浮き彫りとなった。

本書のタイトルは『人権としての特別支援教育』であるが、特別な支援を必要とする子どもに関わる人だけを読者として想定しているわけではない。

こども一人ひとりの尊厳を認め、発達をしたい、よりよく生きたいというすべての子どもの思いが保障されるために、社会や地域、学級や学校等の集団で実現していくためにどうしていけばいいのかということを考えることのできるテキストである。

特別支援教育は特別なものではない。どの子どもも主人公となる生活、多様な人との関りがある生活のなかに子どもの発達が

あるという視点で構成をしている。特別支援教育は「特別」ではない。ひとり一人のありのままをみるとはどういうことなのか、子どもの学びと発達の保障とはどういうことなのか、について様々な実践や積み上げてきた願いにも学びながら、共に考えてい

ただきたいテキストである。

教育予算の低さが、子どもの教育環境を奪い、支援を求めている子どもにきちんと支援が行き届かない。教員や教員養成課程のみならず、多くの人に手に取っていただきたい。

新入会員自己紹介 ～田中義和さん～

1978 年東京教育大学大学院教育学研究科修士課程（発達心理学専攻）修了。廃校になった東教大最後の卒業生です。2017 年桜花学園大学保育学部、同大学院人間文化研究科を定年退職。保育現場と関わりながら、乳幼児期の描画発達研究に取り組んできました。『子どもの発達と描画活動の指導』・『描くあそびを楽しむ』（ひとなる書房）などの著書があります。現在 NPO 法人なでしこの会理事長桜花学園大学大学院講師（非常勤）。

長女が「不登校・ひきこもり」で、これまでは一人の親として、家族会（なでしこの会）の活動を通してこの問題と向き合ってきました。今回、京都支部の「ひきこもり」研究プロジェクトチームに参加することになり、入会させて頂きました。「ひきこもり」は新しい分野の問題で、そこにはこれまでの発達研究を問い直すようなチャレンジングな研究課題が含まれているように思います。微力ながらその解明に貢献したいと思います。

支部関連行事案内

1. 4月読書会 (ZOOM)

日時：4月25日(月) 15:30～17:30

内容：JJS3月号「昆虫の生存戦略」

報告：荻野論文(菅原), 志牟田論文(清水), 井原論文(「ひろば」に掲載, 左近)

<https://us06web.zoom.us/j/89180759425?pwd=RWx1bEZWV3UrS1lUTWFMVUcxMWhpZz09>

ミーティングID: 891 8075 9425

パスコード: 964538

2. 非核の政府を求める京都の会(ハイブリッド)

日時:4月16日(土) 14:00～

場所:教文センター

講演:加藤利三, 市川章人

3. 反核ネットワーク例会 (ZOOM)

日時:4月20日(水) 10:30～

4. 京都支部第11回幹事会II (ZOOM)

日時:4月25日(月) 18:00～19:30

5. 四木会 4月例会

日時: 4月21日(木) 14:00～16:30

講師: 中山俊雄(東京都土木技術支援・人材育成センター、元東京都土木技術研究所)

講演題目: 石木ダム問題、ダム地質から考える(仮題)

ZOOM 開催:

<https://us02web.zoom.us/j/82704296881?pwd=cURwaUlacG5WSkZaOUorV05kbFUvdz09>

ミーティング ID: 827 0429 6881

パスコード: 403065

6. 5.3 憲法集会

日時: 5月3日(火) 14:30(予定)

場所:円山公園

講演:金平茂紀

主催:憲法9条京都の会

URL: <https://9-kyoto.net>

7. 「ひきこもり」を考えるシンポジウム

日時:2022年4月29日(祝)13時30分～17時50分

場所:大阪経済大学

内容:当事者, 親, 支援者からの発表, 交流会

問い合わせ:「ひきこもり」を考えるシンポジウム実行委員会

藤本文朗(携帯: 070-5675-3408)

◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況(4月1日現在)

一般会員:	184	
特別会費会員:	2	
家族割り特別会費会員:	3	
若手会員:	6	
若手特別会費会員:	6	会員合計:201人
読者:	3	

2. 会費納入状況(4月1日現在)

2021年度納入者:一般181/197(未納16), 特別2/2, 家族3/3, 若手3/7(未納4), 若手特別4/7(未納3)

2020年度未納者:一般3人, 若特1人

2019年度・2020年度未納者(休会者):一般1人, 若手1人, 若手特別1人

3. 会計報告 2022年(2021年度)3月決算

2021年度累計	2021年度3月決算
収入累計 3,111,795 円	3月收入合計 53,074 円
支出累計 3,046,978 円	3月支出合計 273,761 円
収支累計 64,817 円	3月分収支 △220,687 円
前年度繰越金 148,461 円	前月繰越金 433,965 円
3月末残高 213,278 円	3月末残高 213,278 円

特別ではない、特別支援教育のために

人権としての特別支援教育

監修：藤本文朗・小野川文子 編集：小畑耕作・近藤真理子・宮本郷子

2022年2月刊行 A5判並製 230ページ 定価2000円（税込）

【本書の内容】

- はじめに ～特別ではない特別支援教育～ (近藤真理子)
- I 特別支援教育の理念と課題**
- 特別支援教育がめざすもの (青木道忠)
権利としての障害児教育 (河南 勝)
寄宿舎、生活教育などでの学び (小野川文子)
日本における福祉的な取り組み (中川陽子)
[コラム] (藤本文朗)
- II 障害種別の指導と支援**
- 2-1 特別なニーズのある子ども (1)**
- 知的障害 (小畑耕作)
視覚障害 (岸 博実)
聴覚障害 (田中 謙)
肢体不自由 (土佐朝一)
重症心身障害 (垂髪あかり)
病弱教育 (猪狩恵美子)
情緒障害 (田中敦士)
言語障害 (田中 謙)
[コラム] (二通 諭)
- 2-2 特別なニーズのある子ども (2)**
- 自閉スペクトラム症 (ASD) (別府 哲)
発達障害：AD/HD (小淵隆司)
学習障害 (LD) (限局性学習障害 (SLD)) (八木英治)
[コラム] (藤本文朗)
- III 多様な支援を必要とする子どもたち**
- 外国にルーツのある子どもたち (田中敦士 / 山田正人)
配慮を必要とする家庭環境の子ども (山本由紀子)
登校拒否、不登校、社会的ひきこもり (青木道忠)
いじめ問題に向き合う (森下 博 / 五島丸太)
[コラム] (阪本敏夫)
- IV 発達保障と学校・地域**
- 4-1 就学まで**
- 乳幼児期 (窪田知子)
保育所、幼稚園での保育 (山崎徳子)
- 4-2 学齢期**
- 特別支援学級での学び (八木英治)
特別支援学校での学び (五島丸太)
特別支援学校における医療的ケアを要する子どもたちへの対応 (眞鍋 謙)
地域で育つこと (山崎徳子)
家族、きょうだい支援 (戸田竜也)
[コラム] (土佐朝一)
- 4-3 教室の子どもたち**
- 通常学級で学ぶ課題をもつ子どもたちの現状と子ども理解・対応 (宮本郷子)
通級指導教室に通う子どもたち (藤本桂子)
通常学級における学級づくり、通常学級・通級指導教室の課題 (小学校) (宮本郷子)
通常学級における子ども理解・通級指導の課題 (中学校) (森長はるみ)
[コラム] (高橋翔吾)
- 4-4 中学校卒業後の学び**
- 高等学校での学び (定時制高校) (小西順治)
広域通信制高校のサポート校で学ぶ子どもたち (近藤真理子)
学校卒業後の学びの場 (小畑耕作)
大学の「場」としての学びを問う (近藤真理子)
成人期の生活 (山崎徳子)
- V 展 望**
- 特別支援教育支援員の問題点から見る今後の専門職養成の課題 (田中敦士)
北欧・スウェーデンのインクルーシブ教育の現状と課題 (サリネンい子)
日本のインクルーシブ教育の方向性 (宮本郷子)
ベトナムの障害児教育の歴史と現状 (藤本文朗 / 竹澤大史)
障害者理解という視点から人間理解・人権保障へ (金丸彰寿)
「特別支援学校設置基準」策定を求めた運動と今後の課題 (村田信子)
「この子らを世の光に」の社会を実現するために～あとがきにかえて～ (藤本文朗)

図書出版 文理閣

〒600-8146 京都市下京区七条河原町西南角
TEL.075(351)7553 FAX.075(351)7560 <http://www.bunrikaku.com/>